

鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、障がい者が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず文化芸術を通じて共に交流する機会を創出することで、障がい理解を深め、共にお互いの人格と個性を認め合う共生社会の実現と障がい者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 別表1-1、別表1-2及び別表1-3の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う別表1-1、別表1-2、別表1-3の第2欄に掲げる者に対し、間接補助金を交付する「あいサポート・アートセンター」運營業務受託者。

(2) 別表2、別表3及び別表4の第1欄に掲げる事業（以下「直接補助事業」という。）を行う別表2、別表3及び別表4の第2欄に掲げる者。

2 本補助金の額は、以下に掲げるとおりとする。

(1) 間接補助事業の場合にあっては、間接補助事業に要する別表1-1、別表1-2及び別表1-3の第3欄に掲げる経費（間接補助事業1事業ごとに間接補助対象経費から間接補助事業に伴う収入（間接補助金を除く。）の額を控除した額）の額（仕入控除税額（補助対象経費又は間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額以下とし、間接補助率及び補助限度額は別表1-1、別表1-2及び別表1-3の第4欄に掲げるとおりとする。

(2) 直接補助事業の場合にあっては、直接補助事業に要する別表2、別表3及び別表4の第3欄に掲げる経費の額（仕入控除税額を除く。）から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額以下とし、直接補助率及び補助限度額は別表2、別表3及び別表4の第4欄に掲げるとおりとする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年4月10日までに行わなければならない。ただし、年度中途で当該事業を開始しようとする場合は、当該日を障がい福祉課長が定める日とする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、次に掲げる事業ごとに、それぞれ次に掲げる書類とする。

(1) 間接補助事業

様式第1号及び様式第2号

(2) 直接補助事業

様式第1号の2、様式第1号の3又は様式第1号の4のいずれか及び様式第2号

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 第3条第1項第1号に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、 第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 間接補助事業における補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 間接補助事業における補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定める場合に当たっては、間接補助金の増額を伴う変更、間接補助事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更、間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 間接補助事業における補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、直接補助事業若しくは間接補助事業の完了又は直接補助事業若しくは間接交付の中止又は廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月25日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、次に掲げる事業ごとに、それぞれ次に掲げる書類とする。

(1) 間接補助事業

様式第1号及び様式第2号

(2) 直接補助事業

様式第1号の2、様式第1号の3又は様式第1号の4のいずれか及び様式第2号

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、補助金の返還が必要な場合は、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第11条 間接補助事業における補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（雑則）

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、障がい福祉課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成27年3月12日から施行し、平成27年度事業から適用する。

ただし、要綱中の「障がい福祉課長」は平成27年3月31日まで「全国障がい者芸術・文化祭実施本部全国障がい者芸術・文化祭課長」として読み替えるものとする。

附 則

この改正は、平成28年3月22日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成30年10月15日から適用する。

附 則

この改正は、平成31年3月14日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則
この改正は、令和２年３月２４日から施行し、令和２年度事業から適用する。

附 則
この改正は、令和３年３月２６日から施行し、令和３年度事業から適用する。

附 則
この改正は、令和４年３月２４日から施行し、令和４年度事業から適用する。

附 則
この改正は、令和６年３月２２日から施行し、令和６年度事業から適用する。

附 則
この改正は、令和７年３月２４日から施行し、令和７年度事業から適用する。

別表 1 - 1 (第 3 条関係)

1 間接補助事業	文化芸術活動促進事業（ベーシック型） 【内容】 グループ及び団体が行う文芸分野（短歌、俳句、川柳等）、美術分野（絵画、彫刻、工芸、書道、写真等）、音楽分野（合唱、楽器演奏等）、舞台芸術分野（演劇、郷土芸能、ダンス、合唱等）の芸術・文化活動（障がい福祉サービス等の範囲内で実施される活動は除く。）で、次の要件を満たすもの。 （１）県内に在住する障がいのある者（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいのある者）が 2 名以上含まれる活動であること （２）定期的な練習（概ね 1 ヶ月 1 回以上）を継続的に実施すること （３）外部講師による指導を 1 回以上受けること （４）あいサポート・アートとっとり展等の作品展への出展やあいサポート・アートとっとり祭り等の舞台等への出演など活動成果の発表を目指した活動であること（グループ及び団体が所属する福祉施設又は事業所等における「行事」での発表等は除く。）
2 事業実施主体	県内に在住する障がい者が含まれるグループ及び団体で、間接補助事業が適正に執行でき、あいサポート・アートとっとり祭り、あいサポート・アートとっとり展等での発表・出展等を目標として活動するグループ及び団体。ただし、既存の全県的な当事者団体の下部組織について、その上部団体が同様の補助金等の交付を受けている場合は対象外とする。
3 間接補助対象経費	外部講師に対する謝金、旅費、会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、文化芸術活動に直接必要な消耗品に係る経費、印刷費、その他特に必要と認められる経費（1 組 5 万円以上の機器、委託費及び工事請負費は補助対象としない。） ただし、申請時に記載のない項目に係る経費は原則として補助対象としない。 なお、交付決定以前に行われた支出であっても、間接補助事業に適合すると認めるものについては、間接補助対象経費として認めるものとする。
4 間接補助率	10 / 10（ただし、上限を 10 万円とする。）

別表 1 - 2 (第 3 条関係)

1 間接補助事業	文化芸術活動促進事業（ステップアップ型） 【内容】 グループ及び団体が行う文芸分野（短歌、俳句、川柳等）、美術分野（絵画、彫刻、工芸、書道、写真等）、音楽分野（合唱、楽器演奏等）、舞台芸術分野（演劇、郷土芸能、ダンス、合唱等）の芸術・文化活動（障がい福祉サービス等の範囲内で実施される活動は除く。）で、次の要件を満たすもの。 （１）県内に在住する障がいのある者（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいのある者）が 2 名以上含まれる活動であること （２）定期的な練習（概ね 1 ヶ月 1 回以上）を継続的に実施すること （３）外部講師による指導を 4 回以上受けること （４）あいサポート・アートとっとり展等の作品展への出展やあいサポート・アートとっとり祭り等の舞台等への出演など活動成果の発表を目指した活動であること（グループ及び団体が所属する福祉施設又は事業所等における「行事」での発表等は除く。） （５）活動の充実（新分野への挑戦、レベルアップ、地域との協働等）に関する取組を含む複数年度（3 年から 5 年程度）に渡る事業計画を策定し、計画に沿って継続的・計画的に実施する活動であること。ただし、複数年度の補助を確約するものではないため、年度ごとに交付申請し、また交付決定を受ける必要がある。
2 事業実施主体	県内に在住する障がい者が含まれるグループ及び団体で、間接補助事業が適正に執行でき、あいサポート・アートとっとり祭り、あいサポート・アートとっとり展等での発表・出展等を目標として活動するグループ及び団体。ただし、既存の全県的な当事者団体の下部組織について、その上部団体が同様の補助金等の交付を受けている場合は対象外とする。

3 間接補助対象経費	外部講師に対する謝金、旅費、会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、文化芸術活動に直接必要な消耗品に係る経費、印刷費、その他特に必要と認められる経費（１組５万円以上の機器、委託費及び工事請負費は補助対象としない。） ただし、申請時に記載のない項目に係る経費は原則として補助対象としない。 なお、交付決定以前に行われた支出であっても、間接補助事業に適合すると認めるものについては、間接補助対象経費として認めるものとする。
4 間接補助率	１０／１０（ただし、上限を２０万円とする。）

別表１－３（第３条関係）

1 間接補助事業	個展等開催事業 【内容】 広く県民を対象として県内で開催する作品展示や舞台公演等（オンラインでの開催を含む）を始めとした障がいへの理解を進める取組。
2 事業実施主体	県内に在住する障がい者又は県内に在住する障がい者が含まれるグループ及び団体で、間接補助事業を適正に執行できる者。
3 間接補助対象経費	会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、会場設営費、個展等の開催に直接必要な消耗品に係る経費、印刷費、その他特に必要と認められる経費（１組５万円以上の機器の取得は補助対象としない。また、委託費については、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限る。） ただし、申請時に記載のない項目に係る経費は原則として補助対象としない。 なお、交付決定以前に行われた支出であっても、間接補助事業に適合すると認めるものについては、間接補助対象経費として認めるものとする。
4 間接補助率	１０／１０（ただし、上限を１５万円とする。）

別表２（第３条関係）

1 直接補助事業	優れた文化芸術活動支援事業 【内容】 県外で開催する優れた作品展示や舞台公演等で、本県における障がい者文化・芸術の水準向上及び共生社会の実現に向けた牽引力となることが期待される取組。 ※活動の成果を県民に還元する観点から、作品展示・舞台公演等の開催後、県内での報告会、動画配信又はＳＮＳ等により実施状況を広く周知すること。
2 事業実施主体	県内に在住する障がい者又は県内に在住する障がい者が含まれるグループ及び団体で、直接補助事業を適正に執行できる者。
3 直接補助対象経費	会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、会場設営費、個展等の開催に直接必要な消耗品に係る経費、印刷費、旅費、その他特に必要と認められる経費（１組５万円以上の機器の取得は補助対象としない。） ただし、申請時に記載のない項目に係る経費は原則として補助対象としない。 なお、交付決定以前に行われた支出であっても、直接補助事業に適合すると認めるものについては、直接補助対象経費として認めるものとする。
4 直接補助率	１０／１０（ただし、上限を８０万円とする。）

別表３（第３条関係）

1 直接補助事業	障がいのある人とない人との文化芸術を通じた交流促進事業 【内容】
-------------	-------------------------------------

	共生社会の実現に向け、県内で障がいのある人となない人が文化芸術の活動を通じて交流する機会を創出する取組
2 事業実施主体	県内の団体で、直接補助事業を適正に執行できる者。
3 直接補助対象経費	補助事業に要する会場・機材等の使用料、作品・機材などの運搬費、消耗品費、印刷費、広報費その他特に必要と認められる経費（ただし、1組5万円以上の機器の取得は補助対象としない。）
4 直接補助率	10/10（ただし、上限を50万円とする。）

別表4（第3条関係）

1 直接補助事業	文化芸術の鑑賞機会拡大事業 【内容】 文化芸術イベント等の開催にあたり、障がいのある人が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を推進する次の取組 ・音声コードが埋め込まれたチラシ等の作成及びそれを読み込むための環境整備 ・ステージでのパフォーマンスに対する音声ガイド等の導入 ・WEB配信を行う際の情報保障の導入
2 事業実施主体	県内の団体で、直接補助事業を適正に執行できる者。
3 直接補助対象経費	音声コード作成ソフト購入費、チラシ等への音声コード記載に要する経費（音声コード作成費及び音声コードの印刷費、切り欠き加工に要する経費等）、音声ガイド等の導入に要する経費及びWEB配信を行う際の情報保障に要する経費（委託費、謝金、会場・機材等の使用料、機材などの運搬費、消耗品費）、その他特に必要と認められる経費（ただし、1組5万円以上の機器の取得は補助対象としない。）
4 直接補助率	10/10（ただし、上限を20万円とする。）

【注1】本補助金を受けるに当たり、これらの会計経理は他事業と明確に区分し執行すること。

年度鳥取県障がい者アート活動支援事業計画（報告）書

事業の目的	
事業の内容	

※事業計画を提出する際は、間接補助金の交付について必要な事項を定めた交付要綱を制定し、添付してください。

※事業報告を行う際は、間接補助金の交付状況（間接補助事業 1 事業ごとに交付先、事業内容、間接補助事業に要する経費、間接補助金額）がわかるものを添付してください。

年度鳥取県障がい者アート活動支援事業
[優れた文化芸術活動支援事業]

事業計画（報告）書

※活動の内容について記載してください

1 事業目的	(補助事業を通して達成しようとする目的を記載してください。)
2 実施時期	
3 実施場所	(会場名) (所在地)
4 事業内容	(事業の内容、特徴及び見どころ等を記載してください。)
5 来場（予定）者数	
6 これまでの活動実績	(個展・公演等の実施状況、受賞歴等を記載してください。)
7 広報計画 (実績)	
8 成果・課題 ※実績報告時 記載	

※事業報告を行う際には、写真、資料等活動の状況・概要が分かるものを添付してください。

年度鳥取県障がい者アート活動支援事業
[障がいのある人となない人との文化芸術を通じた交流促進事業]

事業計画（報告）書

※活動の内容等について記載してください

1 事業目的	(補助事業を通して達成しようとする目的を記載してください。)
2 事業時期	
3 実施場所	(会場名) (所在地)
4 事業内容	(事業の内容、特徴及び見どころ等を記載してください。)
5 参加・来場（予定）者数	
6 広報計画（実績）	
7 成果・課題 ※実績報告時記載	

※事業報告を行う際には、写真、資料等活動の状況・概要が分かるものを添付してください。

年度鳥取県障がい者アート活動支援事業
[文化芸術の鑑賞機会拡大事業]

事業計画（報告）書

※活動の内容等について記載してください

事業計画（実施）内容
1 活動概要
2 活動の計画（実績）
3 その他（目標、成果等）

※事業報告を行う際には、写真、資料等活動の状況・概要が分かるものを添付してください。

収支予算（決算）書

収入 (単位：円)

項目	本年度予算（決算）額	経費内訳（積算）
合計		

支出 (単位：円)

項目	本年度予算（決算）額	経費内訳（積算）
合計		

※「収入」と「支出」の合計が合うようにしてください。

<他の補助金の活用>

活用の有無	補助金名、事業内容及び問合せ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを表左欄に記載すること。

※「有」の場合は、活用する補助金名、その事業内容及び当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名団体名及び連絡先）を表右欄に記載すること。

<消費税の取り扱い>

課税事業者（簡易課税事業者を除く。）	
--------------------	--

※課税事業者（簡易課税事業者を除く。）に該当する場合は「該当」、該当しない場合は「非該当」と表右欄に記載すること。

番 号
年 月 日

様

職 氏 名

年度鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金交付要綱（平成25年3月27日付第201200202411号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の交付決定額）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

番
年 月 日

様

申請者 住 所：

団体名称及び：
代表者氏名

年度鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定の通知がありました鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金について、鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 鳥取県補助金等交付規則第18条の規定による補助金の確定額
（ 年 月 日付第 号による確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 実績報告時に減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 3の額を仕入控除税額として算出した補助金実績相当額 | 金 | 円 |
| 5 補助金返還相当額 （1－4） | 金 | 円 |

（注）参考となる資料を添付すること。